

[需要の推計、見込みと実績の乖離について]

②④ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。

- 査定方針案においては、ピーク需要の推計について、「低圧需要の最大電力は、サンプル調査（関西電力、九州電力共にスマートメーターを活用して約2万件データを取得）に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認された」としている。
- また、今般の認可申請に当たっては、両社からピーク対応料金メニューの設定（関西電力は昨夏に設定済み）や夜間蓄熱要件の廃止やオール電化割引の新規加入の停止が表明されているが、「原価算定期間において、これらのメニューが想定以上の効果を発揮する場合、料金が引き下がるのではないかと指摘もあったが、一定の仮定をおいて試算した結果、むしろ値上げとなることが確認されたことから、更なる需要削減の効果は織り込む必要はないと考えられる」としている。
- なお、景気拡張期や後退期の織り込みについては、関西電力・九州電力によれば、「経済動向と関連の深い産業用電力や業務用電力の電力量については、経済動向を示す指標である鉱工業生産指数（I I P）や第3次産業粗資本ストック（K P 3）との相関により想定している」とのことであり、第12回電気料金審査専門委員会の資料においても明らかにされている。

（査定方針案該当箇所：P122、P131）

②⑤ 過去の原価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

- 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議の報告書（平成24年3月）の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」が改正された。今年度の部門別収支の公表に当たっては、両社ともホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。
- また、今般の改定における原価算定期間の見込み値については、第15回電気料金審査専門委員会において両社より資料が提示されている。

販売電力量の見込みと実績（関西電力、第15回電気料金審査専門委員会資料7）

（単位：百万kWh、百万円、％）

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 対 平成20年 改定	実績	増減率 対 平成20年 改定	実績	増減率 対 平成20年 改定	実績	増減率 対 平成20年 改定
供給約款	電力量	46,649	46,271	▲ 0.8	44,735	▲ 4.1	47,298	1.4	44,363	▲ 4.9
	料金収入	1,024,638	1,024,950	0.0	958,818	▲ 6.4	1,005,763	▲ 1.8	971,259	▲ 5.2
従量電灯 A (再掲)	電力量	34,114	33,865	▲ 0.7	32,703	▲ 4.1	34,693	1.7	32,410	▲ 5.0
	料金収入	741,447	742,477	0.1	691,524	▲ 6.7	733,909	▲ 1.0	702,875	▲ 5.2
選択約款	電力量	9,501	9,447	▲ 0.6	10,266	8.0	11,565	21.7	11,786	24.0
	料金収入	139,994	141,689	1.2	147,033	5.0	165,483	18.2	176,752	26.3
はびe タイム (再掲)	電力量	6,022	6,002	▲ 0.3	6,894	14.5	8,200	36.2	8,692	44.3
	料金収入	86,910	88,411	1.7	97,098	11.7	116,002	33.5	129,218	48.7
規制分野 合計	電力量	56,150	55,718	▲ 0.8	55,001	▲ 2.0	58,863	4.8	56,149	▲ 0.0
	料金収入	1,164,632	1,166,638	0.2	1,105,851	▲ 5.0	1,171,246	0.6	1,148,010	▲ 1.4

販売電力量の見込みと実績（九州電力、第15回電気料金審査専門委員会資料8）

（百万kWh、百万円、％）

		平成20年 改定	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		想定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定	実績	増減率 対平成20年改定
供給約款	kWh	27,434	27,561	0.5	26,607	▲ 3.0	27,697	1.0	25,977	▲ 5.3
	料金	596,920	605,698	1.5	574,662	▲ 3.7	586,418	▲ 1.8	569,907	▲ 4.5
【再掲】	kWh	22,313	22,344	0.1	21,570	▲ 3.3	22,476	0.7	21,017	▲ 5.8
従量電灯	料金	477,874	484,810	1.5	459,468	▲ 3.9	471,050	▲ 1.4	455,286	▲ 4.7
選択約款	kWh	7,578	7,401	▲ 2.3	8,100	6.9	9,193	21.3	9,480	25.1
	料金	102,934	102,367	▲ 0.6	109,510	6.4	122,847	19.3	132,725	28.9
【再掲】	kWh	4,650	4,724	1.6	5,456	17.3	6,498	39.7	6,885	48.1
季時別電灯	料金	63,113	66,205	4.9	74,586	18.2	87,976	39.4	97,569	54.6
規制部門 合計	kWh	35,012	34,963	▲ 0.1	34,707	▲ 0.9	36,890	5.4	35,456	1.3
	料金	699,854	708,065	1.2	684,172	▲ 2.2	709,266	1.3	702,632	0.4

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

- 今後の対応については、関西電力は、「今後についても、お客さまや社会の皆さまのご意見を真摯に受け止め、必要な情報開示と分かりやすい説明に努めてまいります」、九州電力は、「今後も継続していく」とのことである。

## 〔新料金体系への移行に向けた情報提供等について〕

②⑥ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。

- 関西電力、九州電力は、「ご契約メニューを変更いただいた場合の影響額については、ホームページ上でシミュレーションが可能となるようにしている（九州電力は3月末から）。また、ご契約メニュー毎の値上げの影響額については、検針時における配布チラシ等で幅広くお知らせするとともに、ホームページ上でシミュレーション可能になっている。また、お電話でお問い合わせいただいたお客さまについても、試算結果等を丁寧にご説明している」とのことである。

②⑦ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。

- 査定方針案において、「3段階料金制度においては、1段階料金はナショナルミニマムの観点から低廉な水準に、2段階料金は平均的な電気使用の観点から平均的な料金に、3段階は省エネの観点から割高な料金に設定されているが、今回の関西電力、九州電力の申請では、1・2段階差率を縮小し、2・3段階差率を拡大している。これは、①1段階の値上げ幅を抑制することは生活に必要な不可欠な電気の使用への影響を軽減すること、②3段階の値上げ幅を拡大することは需要対策の効果があることから、妥当と考えられる」としている。
- また、ピーク対応料金メニューの設定として、関西電力においては、昨夏に「季別電灯PS」として導入され、現時点で、約7,000件の需要家と契約されている。一方、九州電力は、今回の料金値上げに併せて、関西電力と同様の新たなピーク対応料金メニューを導入することを表明している。また、夜間蓄熱要件については廃止、オール電化割引については新規停止することを表明している。

（査定方針案該当箇所：P130）

②⑧ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することとしているか。

- 関西電力、九州電力は、「検針時に配布するチラシ等に、申請の理由や料金等の変更内容について掲載するとともに、プレス発表の添付資料や電気料金審査専門委員会等での説明資料をホームページに掲載している。また、詳細なご説明を希望される一般のお客さま、消費者団体、経済団体、自治体等に対しては個別に訪問の上、丁寧な説明を実施している。さらに、お電話でお問い合わせいただいたお客さまについても、丁寧にご説明している」とのこと。
- 経済産業省としては、関西電力、九州電力に対しては、引き続き丁寧な周知・説明を求めている。

②⑨ また、消費者への負担に加えて、取引先、株主等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。

- 関西電力は、「株主の皆さまには、平成24年度期末配当予想について、中間配当に引き続き無配とし、また、取引先については、競争的発注方法の拡大などにより、発注価格を削減していくこととしている。更に、役員報酬については、平成24年10月から、役職位に応じて、20ないし30%を減額しているところであり、従業員の給料手当についても、今回の原価算定にあたっては、メ

ルクマールの基準に沿って平成23年度実績の790万円から664万円に16%削減している。以上の取組みについては、プレス発表や電気料金審査専門委員会の説明資料等で定量的なデータを公表しており、当社ホームページにも掲載している。また、上記内容については、「第2回家庭用電気料金の値上げ申請に関する調査会」の追加資料において以下のとおり説明を実施している」とのことである。

平成25～27年度平均(原価算定期間)		
お客さま	値上げ申請 ・規制部門：平均11.88% ・自由化部門：平均19.23%	+1,310億円 +2,330億円

取引先	・購入電力料の削減 ・競争的発注方法の拡大等、発注価格の削減 ・工事内容の見直し等	▲1,320億円 (▲1,170億円)
地域社会	・寄付金、諸会費等の削減	▲30億円
役員	・役職位に応じて20~30%減額	▲350億円
従業員	・給料手当の削減 ・厚生施設の削減等	
合 計		▲1,700億円 (▲1,550億円)

※平成25～27年度欄の( )内の数値は、費用換算後の値。

平成25年6月(予定)		
株主	・平成25年3月期決算 60円→0円(無配予定)	▲540億円

- 九州電力は、「値上げによりお客さまに多大なご負担をお願いすることとなるため、徹底した経営効率化を前提に料金原価を算定しており、その中で各ステークホルダーにも様々な形でご負担をお願いすることとしている。役員報酬については、平成24年9月以降、すでに取締役一人当たり▲35%の減額を実施しており、申請原価にも減額後の水準で算入している。また、従業員の給料手当についても、現行年収水準から▲21%減の650万円を原価算入している。お取引先に対しては競争発注の導入拡大などによる発注額の低減、地域社会の皆さまに対しては寄付金や諸会費の削減などの効率化策を実施していくこととしている。また、株主の皆さまに対しては平成24年度の期末配当を中間に引き続き無配とさせていただく予定としている。なお、電気料金値上げによる各ステークホルダーの影響について、「第2回家庭用電気料金の値上げ申請に関する調査会」において説明を実施しており、同資料は当社ホームページでも公表している」とのことである。

		(億円/年)	
	平成24年度 (平成24年度緊急経営対策)	今後：平成25年度～ (今後の経営効率化)	
お客さま	—	値上げ申請 規制部門：平均8.51% 自由化部門：平均14.22%	+1,520
取引先	・修繕費・設備投資の緊急避難的な削減・繰延べ ・燃料輸送費の低減 ・電化営業関係費・広告宣伝費削減 ・業務委託範囲・内容の見直し など ▲635 (▲1,435)	・定期点検周期の延伸化や修繕・設備投資の中止・繰延べ・規模縮小 ・競争発注導入に伴うコスト低減効果反映 ・広告宣伝費・研究費などの中止・繰延べ・規模縮小 など	▲700
地域社会	・寄付・諸団体会費等の削減	・寄付・諸団体会費等の削減	▲30
役員	・役員報酬： 取締役1人あたり▲20%(H24/2～) 取締役1人あたり▲35%(H24/9～)	・役員報酬：取締役1人あたり▲35%削減を継続	▲400
社員	・夏季賞与：最大▲18% ・冬季賞与：最大▲50% ・福利厚生費の見直し など	・年収水準を現行水準から▲21%削減 ・確定拠出年金制度への移行・給付水準の見直しによる退職給与金削減 ・福利厚生費の見直し など	
合計	—	—	▲1,130
	平成24年6月	平成25年6月 (予定)	
株主	・平成24年3月期決算：減配 60円→50円/株、▲17%削減	・平成25年3月期決算：無配予定 60円→0円/株、▲100%削減	▲285

※ 平成24年度欄の( )内の数値は、費用・投資の削減額計

⑩ (料金改定が認可される場合・料金改定後も)消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明(適当な場合には業務への反映)等消費者対応に万全を期しているか。

○ 関西電力は、「従来からのコールセンターやホームページ、FAX等に加え、「電気料金お問い合わせ専用ダイヤル」を値上げの申請日に設置し、丁寧なご説明に努めている」、九州電力は、「窓口となる営業所体制を強化して丁寧な説明を実施している」とのことである。また、両社ともに、「詳細なご説明を希望される一般のお客さまや、消費者団体・経済団体等の各種団体さま、自治体さまへの訪問時等において、値上げ申請の理由や料金等の変更内容について、パンフレット等を活用し、詳細にご説明している。加えて、お客さまからのお問い合わせが多いものは当社ホームページに掲載している」とのことである。

## [資産売却等]

③ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。

○ 関西電力は、「当社が保有する不動産については、設備形成計画、支障のない範囲で、不要な土地については積極的に売却を推進しており、平成12年度の電気事業法改正（兼業規制撤廃）以降、平成23年度までの11年間で約3,600件、約404万㎡、約605億円を売却し、平成24・25年度についても、約75億円の売却を検討している。また、子会社保有の不動産については、事業推進の観点から、資産の必要性を判断しており、全体の1.5%程度にあたる遊休土地についても売却を検討している（子会社保有土地のうち、事業に供していない土地は17億円（約58万㎡））。さらに、当社が保有する株式については、グループ全体の企業価値や事業運営上の観点から、長期保有を原則として株式を保有しており、保有意義が乏しいと判断した株式については、市場動向も勘案の上、売却を実施しており、平成19年度以降5年間で約260億円の売却実績がある。なお、以上の取組みについては、プレス発表や電気料金審査専門委員会の説明資料等で定量的なデータを公表しており、当社ホームページにも掲載しているが、今後についても、お客さまや社会の皆さまのご意見を真摯に受け止め、必要な情報開示と分かりやすい説明に努めてまいります」とのことである。

○ 九州電力は、「過去10年で約140億円相当の遊休資産を売却している。今後、電気事業の運営に係わらない資産について、不動産100億円、有価証券40億円の計140億円を売却することとしている。また、子会社等の事業売却については、電気事業への影響を勘案しつつ、今後の収支・財務状況の改善に向けた経営合理化の一つとして検討中。子会社等が所有する資産の売却については各社判断となるが、当社としてはコスト削減と効率化を強く求めている。さらに、資産売却の進捗については、毎年度の決算発表時に、経営効率化状況と併せて公表する予定」とのことである。

○ なお、電気料金については電気事業に要する費用を積み上げて総原価を算定するものであり、電気事業資産以外の資産については、原価と直接的な関係はないが、査定方針案においては、「子会社・関係会社に対しても、本社並の経営合理化を求めため、今後の契約取引に係る費用のうち一般管理費等のコスト削減可能な部分について、出資比率に応じ10%の追加的コスト削減を行うことを前提に原価を減額する」としている。

(査定方針案該当箇所：P7)

④ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しが行われているか。

○ 関西電力、九州電力は、「当社は、既存の電気事業設備や、燃料調達、エネルギーに関するノウハウ等、有形無形の経営資源を有効活用することで、附帯事業は営業利益を計上している（関西電力は平成22年度で69億円、平成23年度で2億円。九州電力は平成21～23年度の3か年で46億円）。なお、徹底した効率化に努めるとともに、事業運営の意義が乏しいと判断した事業は、存廃も含めて検討するなど不断の見直しを行っていく」とのことである。

○ なお、電力会社が行う附帯事業に係る費用は、電気事業と適正に区分することが電気事業会計規則で定められており、附帯事業に直接関係するものはもとより、電気事業と共通する費用や設備についてもそれぞれの使用割合により区分し、電気料金原価から控除している。資産については、電気事業に必要かつ有効なものであるかについて、特別監査において確認を行うこととなっており、附帯事業に係る資産については電気事業資産の対象外と整理される。

[電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測について]

③ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。

(1) 需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。

- 関西電力、九州電力は、「節電影響については、無理なくご継続いただけるものをアンケート等によって確認し、定着すると想定している。他の代替エネルギー自給の流れについては、過去の最大電力実績の中に含まれており、先行きの想定においても、過去の実績傾向並みに、最大電力の低減という形で織り込まれていると考えている。電気料金値上げと電力需要の関係については、重要な課題であると認識しており、今後はその影響把握に努め、将来の需要想定に活かしたいと考えている」とのことである。
- なお、査定方針案においては、需要抑制が料金に与える影響について、「一定の仮定を置いて試算した結果、むしろ値上げとなることが確認された」としている。

(査定方針案該当箇所：P131)

(2) 節電予測について、両電力会社が行ったアンケート結果の評価。

- 関西電力、九州電力は、「節電の継続率に係るヒアリング、アンケートについては、政府でも同様のアンケートが実施されているところ、両者の結果に大きな差は見受けられないことから、当社が行ったヒアリング、アンケート結果は一定の妥当性を有していると考えている」とのことである。

< 関西電力の結果 (今後の節電の継続率) >

	当 社	政 府
大 口	52%	55%
小 口	66%	68%
家 庭	81%	71%

< 九州電力の結果 (今後の節電の継続率) >

	当 社	政 府
大 口	58%	60%
小 口	68%	84%
家 庭	78%	78%

(3)定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)

- 関西電力、九州電力は、「昨秋の需給検証委員会において、節電影響は、今後、お客さまのアンケートに基づく継続率で「定着する」という考え方が検証されており、上記のアンケート結果を踏まえ、平成25年度以降も一定量で継続するものと想定している（関西電力は平成24年度夏季の節電実績368万kWのうち249万kW、九州電力は平成24年度夏季の節電実績189万kWのうち141万kW）」とのこと。

③4 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなった場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

- 関西電力、九州電力は、「供給予備率については、平成24年5月に昨夏の全国的な需給状況検証するために、国が設置した需給検証委員会において、瞬間的な電力の需要変動に対応するためには、最低でも3%の予備率を確保することが必要であり、①計画外の発電所トラブルによる供給力の低下や、②気温上昇（冬季においては、気温低下）による需要増を考えた場合には、更に5%前後の予備率が必要とされている。従って、安定的な電力供給のためには合計して7~8%程度以上の予備率確保が望ましいと整理されている。当社としても、お客さまに電気を安定して供給するためには、少なくとも8%程度の予備率が必要と考えている」とのことである。
- また、「仮に、電力需要が供給力を上回るおそれがある場合には、補修作業の延期、追加の融通受電、市場からの電力調達、報道機関や「緊急時の節電お願いメール」配信等を通じた緊急節電の要請など、需給両面の対策を実需給の直前まで取り組む」とのことである。
- なお、査定方針案においては、「九州電力の予備率が需給運用上求められる予備率を上回っていることが確認されたが、原子力発電所の再稼働の見通しが申請時点の仮定に基づくものであることも勘案すれば、直ちに問題であるとは言えないものと考えられる」としている。

(査定方針案該当箇所：P63)

## [適切な審査等]

③⑤ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。

- 電気料金の認可プロセスについては、平成24年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、東京電力の料金審査プロセスを改善したが、今般、東京電力の際の経験も踏まえて、更なる見直しを行った。
- 具体的には、電気料金審査専門委員会の委員として、消費者問題の専門家にご参加いただくとともに、電気料金審査専門委員会の審議についてもインターネット中継を行った。また、電気事業法上、開催が求められている公聴会については、東京電力の際よりも募集期間を長期化するとともに、消費者団体等を通じ約1,200団体に周知の依頼を行った結果、公聴会における意見陳述人は、大阪会場が26名、福岡会場が34名と東京電力の際を上回った。また、公聴会には、電気料金審査専門委員会の委員も3日間累計で延べ13名ご参加いただいた。
- なお、電気料金の適正性について国民の皆様のご理解を得るためには、徹底した情報公開を含め、透明性の高いプロセスが重要。引き続き、消費者庁・消費者委員会の意見も聴きながら、継続的な改善に努めてまいりたい。

③⑥ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。

- 電気料金審査専門委員会においては、全て公開の下で御審議いただいた。3月6日に開催された第21回専門委員会においては、審査専門委員会の査定方針案が提示・公表されたところ、最終的な査定方針についても公表することを予定している。

③⑦ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

- 新料金の実施時期についても査定対象であるが、電気料金の値上げについては、消費者庁に協議することが求められているところ、当該プロセスの中で判断することとしたい。

## [今後、中長期的に取り組むべき事項]

③⑧ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方についての理解も必要であるが、十分な説明と情報提供をすることになっているか。

- これまで、エネルギー政策の在り方については、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会において、全33回にわたり審議内容を公開の上開催し、国民の皆様にご理解いただけるよう、努めてきた。本年3月15日から総合資源エネルギー調査会総合部会を開催するが、引き続き、国民の皆様にご理解いただけるよう、進めていきたい。